

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称
- (2) 協力要請をする災害廃棄物の処理等
- (3) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力とするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県

愛知県知事

神田 真秋

乙 名古屋市中区金山2丁目10番9号
社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長

近藤 成章



